

各 位

会 社 名 サ ン 電 子 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 山口 正則 (コード番号 6736 東証 JASDAQ) 取 締 役 取 締 役 東谷 浩明 雷話 0587-55-2201

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり監査等委員会設置会社への移行に係る「定款一部変更の件」を平成28年6月23日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1.変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、改正会社法)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。当社は、平成 28 年 3 月 14 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化と、コーポレートガバナンス体制を強化し、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに取締役及び取締役会に関する規定の変更等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更された ことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役 との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部を変更するもので あります。なお、責任限定契約に関する定款の変更につきましては、各監査役の同意を 得ております。
- (3) 上記のほか、条数等の変更及び体裁等の軽微な変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日 (木) (予定) 平成 28 年 6 月 23 日 (木) (予定) 現 行 定 款 第1章 総 則

第1条~第3条 (条文省略)

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、<u>監査役、監査役</u> 会および会計監査人を置く。

第5条~第17条 (条文省略)

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

【新 設】

(取締役の選任方法)

第19条 【新 設】

取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票に よらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までと する。

【新 設】

【新 設】

第21条 (条文省略)

変 更 案 第1章 総 則

第1条~第3条 (現行どおり)

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>お よび会計監査人を置く。

第5条~第17条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取</u> 締役を除く。) は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、 4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、取締役(監査等委員である 取締役を除く。)と監査等委員である 取締役とを区別して株主総会の決議 によって選任する。

2. (現行どおり)

3. (現行どおり)

(取締役の任期)

第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選 任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総 会終結の時までとする。
- 3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 (現行どおり)

#### (取締役会の招集手続)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

【新 設】

第23条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の 決議事項について、書面または電磁的 記録により同意したときは、当該決議 事項を可決する旨の取締役会の決議 があったものとみなす。<u>ただし、監査</u> 役が異議を述べたときはこの限りで はない。

【新 設】

## (取締役会の議事録)

- 第<u>25</u>条 取締役会における議事については、法 令で定めるところにより、議事録を作 成し、出席した取締役<u>および監査役</u>が これに記名押印または電子署名を行
  - 2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 (条文省略)

2. 当会社は、<u>社外</u>取締役との間で、当該 <u>社外</u>取締役の会社法第423条第1項の 責任につき、善意にかつ重大な過失が ないときは、法令が定める額を限度と して責任を負担する契約を締結する ことができる。 (取締役会の招集手続き)

- 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前<u>までに</u>発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2. 取締役全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開く ことができる。

第23条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の 決議事項について、書面または電磁的 記録により同意したときは、当該決議 事項を可決する旨の取締役会の決議 があったものとみなす。

#### (業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の定めにより、取締役会の決議によっ て重要な業務執行(同条第5項各号に 掲げる事項を除く。)の決定を取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第<u>26</u>条 取締役会における議事については、法 令で定めるところにより、議事録を作 成し、出席した取締役がこれに記名押 印または電子署名を行う。

2. (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第<u>27</u>条 取締役の報酬等は、株主総会の決議に よって取締役<u>(監査等委員である取締</u> 役を除く。)と監査等委員である取締 役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第28条 (現行どおり)

2. 当会社は、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

### 第5章 監査役および監査役会

#### (監査の員数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

## (監査役の選任方法)

第29条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までと する。
  - 2. 補欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了する 時までとする。

#### (常勤監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

## (監査役会の招集手続)

- 第32条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前 までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただ し、緊急の必要のあるときは、この期 間を短縮することができる。
  - 2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開く ことができる。

### (監査役会の決議)

第33条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定め がある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数を もって行う。

## (監査役会の議事録)

- 第<u>34</u>条 <u>監査役会</u>における議事については、法 令で定めるところにより、議事録を作 成し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押 印または電子署名を行う。
  - 2. <u>監査役会</u>の議事録は、10年間本店に備え置く。

## (監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第5章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

## (監査等委員会の招集手続き)

- 第<u>29</u>条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3 日前までに各<u>監査等委員である取締</u> 役に対して発する。ただし、緊急の必 要のあるときは、この期間を短縮する ことができる。
  - 2. <u>監査等委員である取締役</u>全員の同意が あるときは、招集の手続きを経ないで 監査等委員会を開くことができる。

### (監査等委員会の決議)

第30条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の 定めがある場合を除き、<u>監査等委員で</u> ある取締役の過半数が出席し、出席し た監査等委員である取締役の過半数 をもって行う。

## (監査等委員会の議事録)

- 第<u>31</u>条 <u>監査等委員会</u>における議事について は、法令で定めるところにより、議事 録を作成し、出席した<u>監査等委員であ</u> <u>る取締役</u>がこれに記名押印または電 子署名を行う。
  - 2. 監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(削 除)

## (監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む)会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
  - 2. 当会社は、社外監査役との間で、当該 社外監査役の会社法第423条1項の責 任につき善意にかつ重大な過失がな いときは、法令が定める額を限度とし て責任を負担する契約を締結するこ とができる。

第37条~第40条 (条文省略)

【新設】

(削 除)

第32条~第35条 (現行どおり)

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1. 当会社は、監査役(監査役であったものを 含む。)の第45回定時株主総会終結前の行 為に関する会社法第423条第1項の責任に つき、善意にかつ重大な過失がない場合 は、取締役会の決議によって、法令の定め る限度額の範囲内で、その責任を免除する ことができる。
- 2. 当会社は、社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定して負担する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。